Vol. 6

建設業で働くみなさんを応援します

全中連ニュース

○編集・発行/一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会 ○TEL03(5651)7301 FAX03(5640)6055 〇〒103-0015 東京都中央区日本橋兜町 1 6 - 2 〇ホームページ https://zenchuren-group.jp

CONTENTS

第21回理事会開催・・・・・① 建設業法施行令一部改正・・・・② 第十次建設雇用改善計画・・・・③ 新たな住生活基本法計画・・・・④ 下請代金の支払手段見直し・・・・④ インボイス制度について・・・・⑤~⑦ トータルサポートプラン 随時受付中・・・・・・⑧

建設国保の母体組織として協力関係を一層強化第21回理事会開催

3月12日(金)、京都市のTKPガーデンシティ京都において第21回理事会が開催され、建設国保の母体組織としての位置付けを明確にするための定款の変更、全中連会長表彰制度の創設、建設キャリアアップシステムの代理申請事務手数料、令和3年度正会員会費、所得・休業補償に特化した新たな保険制度の導入などの令和3年度事業計画(案)、令和3年度予算(案)などについて審議が行われ、令和3年度の会費など全ての議案は承認されました。



全中連会長表彰制度の創設は、長年にわたり建設業に携わり、技能向上、無事故施工、後進の指導・ 育成に積極的に貢献されてきた技能者各位を「模範的な優秀技能者」として表彰するもので、会員団体 への推薦依頼は8月頃に、またその後の理事会において表彰者を選出すること、選出された表彰者には 翌年の定時社員総会の場において会長より表彰状の授与が行われることなどが合わせて決定されました。

建設キャリアアップシステムの提携行政書士による代理登録申請に関しては、同システムへの事業者・技能者の登録申請の普及を念頭に令和2年度の1年間は事務手数料を無料としていましたが、昨年の秋以降登録申請の依頼や登録に関する問い合わせが徐々に増えてきている状況を考慮し、4月1日以降は従前の手数料額と同じ金額に戻すことが決定されました。昨年の秋以降同システムへの登録申請はインターネットによる申請が基本となりましたが、全中連の代理申請は関係書類を全中連事務所にお送り頂くだけですので、事業者や技能者の会員の皆様で今後システムへの登録をお考えの場合は、全中連事務局まで一度ご連絡下さい。

また、全中連トータルサポートプランに関して、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響があり各会員団体の役職員並びに会員事業者様への説明会の実施が一部中止となるなどしましたが、状況が良くなり地元からの要望が有ればいつでも説明会への対応ができる態勢を整えています。また、事業者単位のWEB個別相談会(幹事代理店の株式会社ワイズマンが対応)も可能です。この場合WEB会議システム「ZOOM」を利用して実施しますが、その利用方法も含めてご案内いたします。令和3年度版のパンフレットについては5月に刷り上がる予定です。完成次第お送りいたしますので、ご活用ください。

引受保険会社と早期の商品化を目指している新たな保険制度については、パンフレットが出来次第改めて皆様にご紹介する予定です。

令和3年度においては、各種事業の一層の周知を促進するため、会員団体の要望に沿った出張説明会の実施やホームページの充実を図ることとしました。

建設業法施行令の一部改正における政令の施行について

建設業全体の働き方改革を進め、将来における若年技能者の担い手を確保するため、令和元年6月に建設業法・入契法(建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)の改正法が成立・公布され、昨年の10月に多くの部分が施行されましたが、この4月からは「技術検定の見直し」部分が施行され、これに伴い建設業法施行令の一部を改正する政令等が施行されました。

【建設業法施行令の主な改正の概要】

1. 技術検定の合格者に与えられる称号について

これまでの技術検定では、学科試験と実地試験の合格者に「技士」の称号が付与されていましたが、 新制度では、第一検定と第二次検定に見直され、第一次検定合格者には「技士補」、第一次検定及び 第二次検定両方の合格者に「技士」の称号が付与されます。

第一次検定では施工技術のうち、基礎となる知識及び能力を有するか否かを判定し、第二次検定では施行技術のうち、実務経験に基づいた技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するか否かを判定します。

・1級技士への過程 第一次検定合格 → 1級技士補 → 第二次検定合格 → 1級技士

・2級技士への過程 第一次検定合格 → 2級技士補 → 第二次検定合格 → 2級技士

2. 技術検定の受験手数料改正について

技術検定の受験者数の減少、それに対し試験回数・会場の追加により受験者一人当たりの費用が増加したことを踏まえて、電気通信工事施工管理を除き改正されました。

(単位:円)

		現	行			改 正	E 後	
検定種目	1 級		2 級		1 級		2 級	
	学 科	実 地	学 科	実 地	第一次	第二次	第一次	第二次
	試 験	試験	試験	試 験	検 定	検 定	検 定	検 定
建設機械	10,100	27,800	10,100	21,600	14,700	38,700	14,700	27,100
土 木	8,200	8,200	4,100	4,100	10,500	10,500	5,250	5,250
建築	9,400	9,400	4,700	4,700	10,800	10,800	5,400	5,400
電気工事	11,800	11,800	5,900	5,900	13,200	13,200	6,600	6,600
管 工 事	8,500	8,500	4,250	4,250	10,500	10,500	5,250	5,250
電気通信工事	13,000	13,000	6,500	6,500	現行と同じ			
造 園	10,400	10,400	5,200	5,200	14,400	14,400	7,200	7,200

3. 技術検定の検定種目の名称変更について

検定種目のうち、「建設機械施工」の名称が「建設機械施工管理」に変更されました。

4. 技術検定の受験資格について

1級の受験資格に関し、2級の第二次検定を合格した者については、1級の受験に必要となる実務 経験がなくても受験が可能となりました。

第十次(全部ペ7年)建設雇用改善計画について

今後5年間の建設労働対策の指針となる「建設雇用改善計画(第十次)」(令和3年度から令和7年度)が厚生労働省により策定され、去る3月31日に告示されました。今後はこの計画を指針として建設労働対策が推進されることとなります。

第十次計画では、建設産業が地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域の安全・安心を担う地域の守り手としての役割を担うため、将来における若年労働者の確保・育成及び技能継承が極めて重要な課題であるとして、①若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成、②魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備、③職業能力開発の促進・技能継承の3点を施策の最重点事項として挙げています。

【基本的施策の主な内容】

1. 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

- ・建設キャリアアップシステムの推進による担い手の確保・育成。
- ・女性労働者の活躍・定着の促進と高年齢労働者の活躍の促進及び高年齢者雇用安定法の周知。

2. 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

- ・働き方改革の促進。
- ・改正建設業法に規定された「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」を踏まえ、長時間労働を前提とするような請負契約の締結が行われないよう取り組む。
- ・建設キャリアアップシステム等を推進し、賃金水準の改善に取り組む。
- 労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進。
- ・建設業退職金共済制度に関しては、令和3年4月より本格実施される電子申請方式の普及を推進する。
- ・労働災害の防止に関しては、高所作業時における墜落防止用具について原則フルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用を徹底する。
- ・ 熱中症の予防。
- ・石綿による健康障害防止に関しては、石綿が用いられている建築物の解体工事が増加する中、石 綿による労働者の健康障害を防止するため、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査 結果に基づく適切な作業の実施と記録の作成などの石綿ばく露防止対策の徹底を図る。
- ・ 高年齢労働者が安心して働ける職場環境の実現に向け「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組みの推進。
- ・外国人労働者を雇用する事業所に対し安全衛生教育、健康管理の実施等の徹底を図る。

3. 職業能力開発の促進、技能継承

- ・事業主等の行う職業能力開発、労働者の自発的な職業能力開発の促進。
- 熟練技能の維持・継承及び活用。
- ・社会全体のDX (デジタルトランスフォーメーション:デジタルを利用した改革)が進む中、建設現場におけるデジタル技術の活用に対応できる人材を育成するため、公的職業プログラムの開発・実施を推進する。

4. 雇用改善推進体制の整備

- ・雇用改善を図るため建設キャリアアップシステム等の普及促進、新・担い手3法の業界への浸透。
- ・ニーズを踏まえた建設関係助成金の制度見直し・活用。

5. 建設業務優良職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営

・事業の適正な活用促進を図ることを趣旨として本制度の実態等を把握し、必要な見直しを検討。

6. 外国人労働者への対応

・外国人労働者の雇用管理の改善。技能実習生、特定技能外国人の適正な受入れ。

7. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

・新型コロナウイルス感染症の影響を十分注視し、改正建設業法に規定された「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」などが遵守されるよう、官民一体となって取り組む。

令和3年3月19日閣議決定 新たな住生活基本計画について

新たな住生活基本計画(計画期間:令和3年度~令和12年度)が去る3月19日に閣議決定されました。今回の計画では、3つの視点及び8つの目標に基づき、住宅政策の目指すべき方向性を国民に分かりやすく示すことを基本とし、総合的な施策を推進するとしています。

3つの視点とは、①「社会環境の変化」、②「居住者・コミュニティ」、③「住宅ストック・産業」で、これを基に8つの目標を設定し、成果指標をそれぞれ設けています。計画期間を10年間とし、概ね5年後に見直し、その後変更を行うこととしています。

【8つの目標】

- ・目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現
- ・目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
- ・目標3 子供を産み育てやすい住まいの実現
- ・目標4 多様な世代が支え合い高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
- ・目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
- ・目標 6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
- ・目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除去・利活用の一体的推進
- ・目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

下請代金の支払手段の見直し

政府は、下請代金の支払いの更なる適正化を図るため、平成28年12月に発出した「下請代金の支払手段について」の通達を見直す方針を示しました。これは同通達により親事業者に対し、下請代金の支払いの適正化を要請しましたが、まだ多くの企業において手形による代金支払が行われており、そのサイト(手形の振り出しから支払日までの期間)に関しては十分に短縮されていないのが現状であること。また下請事業者が手形を現金化する際の割引料のコストについても多くの場合下請事業者の負担となり、手形による下請代金の支払いを受けた場合、下請事業者は手形の額面通りの現金を受領できない状況にあることに応じた措置です。

この様な状況を踏まえ、政府は中小企業庁が設置した「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」による議論を経て下記の様に旧通達を見直す方針を示しました(令和3年3月31日付:20210329 公取企第25号)。

政府の方針 親事業者による下請け代金の支払いについては、以下のものとする

- (1) 下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとすること。
- (2) 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- (3) 下請代金の支払いに係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
- (4) 前記(1)から(3)までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

消費税の適格請求書保存方式

インボイス制度について ~その2~

消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)については全中連ニュース第4号でその概要についてお知らせしていますが、本号ではさらに詳しく適格請求書の記載事項、並びに適格請求書発行事業者の登録などについて紹介します。

この適格請求書保存方式は令和5年10月1日から導入されるもので、令和元年の消費税の引き上げ と併せて実施された軽減税率制度の開始に伴い導入される制度です。この制度は事業者の消費税の計算 や、取り交わされる請求書等に大きく関わるものですので、今からその準備や対応を進めておく必要が 有ります。

消費税の計算方法は、課税売上に係る消費税額(売上税額)から課税仕入れ等に関わる消費税額(仕入税額控除)を引いて計算します。現在は仕入控除に関し区分記載請求書等保存方式が適用(令和元年10月1日~令和5年9月30日)され、品目ごとに税額を明記する必要がありますが、適格請求書等保存方式は複数税率に対応したものとして導入される仕入税額控除の方式です。そしてこの適格請求書の交付は、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。また適格請求書の様式は、法令又は通達で定められておらず、必要な事項が記載された書類であれば、手書きであっても適格請求書に該当します。

【適格請求書発行事業者の義務等】

- ●適格請求書の交付義務取引の相手方の求めに応じて、適格請求書を交付する義務
- ●適格返還請求書の交付義務 売上に係る対価の返還等を行っ た場合に、適格請求書を交付す る義務
- ●修正した適格請求書の交付義務 交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求 書を交付する義務
- ●写しの保存義務 交付した適格請求書の写しを保 存する義務

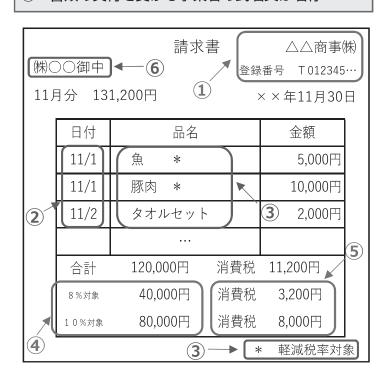
【適格請求書の記載事項】

●下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

国税庁パンフレット 「インボイス制度の理解のために」 より抜粋

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



適格請求書発行事業者の登録申請

登録を受けるには

- > 登録申請書を提出する必要が あります。
- 登録を受けようとする事業者は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)の提出が必要です。

申請から登録までの流れ

- > 税務署による審査を経て、 登録された場合は、登録番号 などの通知*及び公表が行わ れます。
 - ※ 税務署から登録通知書が交付されます。
- > 公表情報は、インターネット を通じて確認することができます。

- 通知される登録番号の構成は、以下のとおりです。
 - ・法人番号を有する課税事業者 T+法人番号
 - ・上記以外の課税事業者(個人事業者、人格のない社団等) T+13 桁の数字
- 確認できる事項は以下のとおりです。
 - ・適格請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ·登録番号、登録年月日(取消、失効年月日)
 - ・法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
 - ※上記のほか、事業者から公表の申出があった場合には
 - ・個人事業者:主たる屋号、主たる事務所の所在地
 - ・人格のない社団等:本店又は主たる事務所の所在地

登録申請のスケジュール

登録申請書は

令和3年10月1日

から提出が可能です。

令和3年10月1日

<u>令和5年10月1日から</u>登録を 受けるためには、原則として

令和5年3月31日※

までに登録申請書を 提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の 受付開始 適格請求書等 保存方式の導入

※ 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで。 (「困難な事情」については、その程度は問いません。)

登録申請書は、e-Taxにより提出ができます! (令和3年10月1日~)

免税事業者の登録手続

- > 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を 選択する必要があります。
- 「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、
- 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに 登録申請書を提出します。
- ※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

【例①】個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である 令和6年1月1日から登録を受ける場合

- ⇒ 課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和5年11月30日※までに提出する。
 - ※ 課税事業者となる課税期間の初日(令和6年1月1日)の前日(令和5年12月31日)から起算して1月前の日
- > ただし、<u>今和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合</u>は、登録を 受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。
- 登録申請書を提出します。
- ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例②】個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



※ 令5.3.31 までに提出することが困難な事情がある場合は、令5.9.30 まで。

組合のホームペ

ージで保険料の

試算ができます

建設国保に加入しませんか!

◆建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など 建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

※詳しくは組合ホームページをご覧ください http://www.kensetsukokuho.or.jp/

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4 TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035



施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事 28 職種(解体業を除く)が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート(事業者用、一人親方用の2種類)から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様に利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

		工事中の事故(資材の落下で通行人がケガをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、				
基本補償		引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損し				
		た等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。				
	自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。				
	保険金額	領 1事故あたりの支払限度額:「1億円」または「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)				
	オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の損壊に対する補償」が追加できます。				

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

- (1) 火災、台風、作業ミス等(自然災害・人的災害)、偶然な事故により工事対象物等に生じた損害を補償します。
- (2) 工事現場における荷卸し開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
- (3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
- (4) 工事用材料、工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による搬送中も補償します。

傷害補償サポート<事業者用プランと一人親方用プランがあります>

- (1) 業務中にケガ等を被った場合、貴社が災害補償規程等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に 対して政府労災の認定に関係なくお支払いします。
- (2) 補償の対象となる方
 - ①事業者用プラン: 役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員(アルバイト)、下請負人及びその構成員 (派遣社員は含みません)。親族が従業員である場合も含みます。
 - ※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。
 - ②一人親方プラン: 一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入随時受付け中

全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受付けています(申込み締切り:毎月 20 日)。 申込み・お問合わせについては

全中連(103-5651-7301/担当:佐藤)までご連絡ください。